

入学試験・考査問題等の二次利用

1 著作権者向け「著作物使用許諾申請書」

・試験・考査問題の、事後の無料配布、HP等ウェブでの公開、有償販売は、いずれも著作権者の許諾が必要です。著作権者向けに「著作物使用許諾申請書」を送付下さい。

- ・翻訳書の場合は翻訳者だけでなく原著の著作権者の、
- ・古典の場合、校注・校訂者の、
- ・写真の場合、撮影者の
- ・図表の場合には、それを作成した方の

許諾がそれぞれ必要な場合がありますので、ご利用になりたい書籍・雑誌をよくご確認下さい。

・編著・共著・共訳書など複数で執筆されている書籍の場合、ご利用になる箇所を執筆された方の許諾が必要になりますので、その方を特定して下さい。

- ・著作権者へは、可能であれば直接連絡をお取り下さい。

当該書籍の著者紹介欄等に著作者のご所属等が掲載されている場合も多いです。

著作権の管理を以下のような第三者に委託されている方もおられます。

(例えば下記)

日本文藝家協会

日本美術家連盟

日本建築家協会

ビジュアル著作権協会

日本音楽著作権協会

以上の著作権管理団体のHP等で、当該著作物の著作権が委託されているかどうかご確認下さい。

2 岩波書店向け「掲載許諾申請書」

- ・著作権者の方の許諾が取れましたら、著作権者の許諾書のコピー、小社宛の「掲載許諾申請書」、当該問題文のコピー、そちら様宛の切手を貼った返信用

封筒を下記までお送り下さい。また使用料をご請求する場合がございます。
ご不明の点があれば、下記までご連絡下さい。

3 申請書の転送

・著作権者のご連絡先のお調べがつかなかった場合ですが、個人情報保護法により、小社は著作権者の方のご連絡先を直接お教えすることが出来ません。つきましては、著作権者の方への郵便物の転送を承っております。この場合の手順は以下の通りです。

- (1) 著作権者宛の、今回のご使用に関するお願いのお手紙と「**著作物使用許諾申請書**」（具体的に、著作のどこをどのようにお使いになるかを詳しく）
- (2) 著作権者が、許諾／不可のお返事を返送するためのそちら様宛の用紙「**著作物使用許諾書**」（著作権使用料を著作権者が請求する場合があります）
- (3) (2)を入れて著作権者がそちら様宛に返事をされる返信用封筒（切手添付）
- (4) (1) (2) (3)を入れた、著作権者宛の封筒（切手添付）
- (5) 小社宛の手紙と「**掲載許諾申請書**」、小社がそちら様にお返事するための用紙「**掲載許諾書**」（(1) (2)と内容は同じで結構です）とそちら様あての返信用封筒（切手添付）
- (6) (4)と(5)を1つの封筒に入れて、下記までお送り下さい。(4)に小社登録の著作権者のご住所を書き込んで、転送します。
- (7) 同時に、著作権者が許諾されることを前提にして、小社も(5)の「**掲載許諾書**」に記入してご返信いたします。その際に郵便物の転送手数料と使用料をご請求する場合がございます。

以上の連絡先は、

〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

岩波書店 編集局 ライツマネジメント部

FAX: 03-5210-4037:

e-mail: henso at iwanami.co.jp

です。